

# 九州キャッシュレス観光アイランド推進コンソーシアム 規約

## (名 称)

第1条 この会は、九州キャッシュレス観光アイランド推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 コンソーシアムは、九州の観光・インバウンド関連企業、金融機関、自治体等の団体が連携し、九州全域にキャッシュレス決済インフラを整備することで、中国等インバウンド観光客の誘致と域内消費の最大化を実現し、ひいては九州経済の活性化に貢献することを目的とする。

## (活 動)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

なお、会員は任意に活動に参加することが出来、活動参加を強制されるものではない。

- (1) インバウンド観光客の誘致と消費拡大を目的としたモバイル決済等キャッシュレスサービスに関する勉強会の開催、情報交換
- (2) 九州全域にキャッシュレス決済インフラを整備するための、モバイル決済等キャッシュレスサービスの導入促進に関する情報発信ならびにイベントの主催、後援
- (3) 決済アプリ等を通じた九州観光情報の発信や、来訪・決済データ等を活用したマーケティング活動に関する情報交換ならびに連携協議
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

## (会 員)

第4条 コンソーシアムには次の会員を置く。

- (1) 正会員 九州の観光・インバウンドビジネスに関わり、コンソーシアムの趣旨に賛同して入会の承認を得た企業及び団体
- (2) 賛助会員 九州の観光・インバウンドビジネスを支援する金融機関、企業、自治体、各種団体で、コンソーシアムの趣旨に賛同して入会の承認を得た企業及び団体

## (入会金及び会費)

第5条 コンソーシアムの入会金は、無料とする。

2 コンソーシアムの会費は、無料とする。

(退 会)

第6条 会員は、理事会が定める退会届を提出して、任意にいつでもコンソーシアムから退会することができる。

2 会員がコンソーシアムの名誉を著しく毀損しまたは秩序を乱したとき、またはその他正当な事由がある場合は、理事会の決定により会員を退会させることができる。

(座長、副座長)

第7条 コンソーシアムに、座長1名、及び副座長1名を置く。

2 座長は、理事会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

(理 事)

第8条 コンソーシアムに、理事を置く。

2 理事は、本コンソーシアムの目的に鑑み、座長、副座長、事務局の推薦により候補企業を選定し、候補企業自らの承諾を得られた企業を理事とする。

3 理事は、辞任届を提出して任意にいつでも理事の地位を辞することができる。

(理事会)

第9条 コンソーシアムに、理事会を置く。

2 理事会は、座長、副座長、理事及び事務局をもって構成する。

3 理事会は、本規約に定める事項の他、次の各号に掲げる事項を審議し、決議する。

- (1) コンソーシアムの方針および計画
- (2) コンソーシアムの活動及び運営の基本的事項
- (3) 本規約の変更
- (4) 諸規程の制定及び改廃
- (5) その他コンソーシアムに関する重要事項

(理事会の開催・運営)

第10条 理事会は、年1回以上開催するほか、必要に応じて座長が招集することが出来ることとする。

- 2 理事会の議長は、座長が務める。但し座長の不在時等、座長の指名により、副座長または事務局が代行出来ることとする。
- 3 理事会の議決は、理事会構成員の2分の1以上が出席（代理出席、委任状を含む）をもって成立し、出席した理事会構成員の過半数をもって決するものとする。ただし、賛否同数のときは、議長たる座長がこれを決する。
- 4 理事会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- 5 議長は、必要と認めるときは、理事会に理事以外の者の出席を求めることができる。

（部 会）

第11条 理事会の決議により、特定の業種を対象とした部会を設置することができる。

- 2 会員は、任意の選択において、部会に参加することができる。また、部会の決定により外部有識者を参加させることができる。
- 3 会員は、会員の事業範囲に応じて、複数の部会に参加することができる。

（活動年度）

第12条 コンソーシアムの活動年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（事務局）

第13条 コンソーシアムの円滑な執行を図るため事務局を置く。

- 2 事務局は、アリババ株式会社が担当する。

（事務経費）

第14条 会員のコンソーシアムへの参加及び行動に必要な経費は、各々の会員が負担し、会員はコンソーシアムに対して経費の請求を行うことができない。

- 2 コンソーシアムの事務及び日常の業務（理事会の会合開催費用等）に要する経費は、事務局において負担する。

（解 散）

第15条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる場合に解散するものとする。

- (1) 目的が達成されたとき。
- (2) 理事会において解散の決定がなされたとき。

（その他）

第16条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は座長が別に

定める。

附 則

- 1 この規約は、2018年10月4日から施行する。
- 2 コンソーシアム設立当初の座長、副座長、理事候補、賛助会員候補は、次の通りとする。

座 長 唐池 恒二（九州旅客鉄道株式会社）

副座長 高田 明 （株式会社 A and Live／株式会社V・ファーレン長崎）

理 事 岩崎産業株式会社

九州旅客鉄道株式会社

第一交通産業株式会社  
西日本鉄道株式会社  
フェニックスリゾート株式会社  
福岡地所株式会社  
三菱地所・サイモン株式会社

賛助会員

株式会社アイリッジ  
株式会社NTTドコモ  
株式会社ぐるなび  
株式会社佐賀銀行  
GMOペイメントゲートウェイ株式会社  
株式会社十八銀行  
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス  
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ  
PayPay株式会社  
LINE Pay株式会社

3 第12条の定めにかかわらず、コンソーシアムの設立初年度については、コンソーシアムが設立された日から始まり、その日以後の最初の3月31日に終わるものとする。